

やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム設置要綱

(名 称)

第1条 この組織は、やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）と称する。

(目 的)

第2条 プロジェクトチームは、女性の活躍推進や女性も男性も共に働き共に育む社会を実現するため、各部局等で取り組んでいる事業の情報共有及び効果的な情報発信等を図り、女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備に向けて、全庁が一体となった戦略的かつ効果的な事業展開に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性の活躍推進、男女共同参画の理念に対する理解促進と共有に関すること。
- (2) 部局間連携による情報発信の検討・調整に関すること。
- (3) 女性の活躍推進に向けた事業の実施に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条 プロジェクトチームの構成員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームは、山形県子育て推進部女性活躍推進監をチームリーダーとし、チームリーダーに事故等があるときは若者活躍・男女共同参画課長がその事務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが座長となる。

- 2 チームリーダーが必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(事 務 局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課に置く。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。